

# 業者健診 Q&A

## 「事業者健診」とは？

労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断のこと。事業者は、雇入れ時及び 1 年以内ごとに 1 回の事業者健診を実施する義務、対象者は受診する義務がある。

※個人事業主で雇用している者がいない場合は、義務とはならない。

※特定業務（深夜業、有害業務等）については、6 か月以内ごとに 1 回。

## 「事業者健診」の対象者とは？

雇用形態に関わらず、下記のとおり。

雇用期間	1 週間あたりの所定労働時間	健診
雇用期間の定めがない雇用契約 または 1 年以上の雇用契約をしている	通常の労働者の 3/4 以上	義務
または 1 年以上引き続き雇用している	通常の労働者の 1/2 以上 3/4 未満	推奨

※通常の労働者とは、正社員（フルタイム労働者）のことをいう。

## 「事業者健診」の結果はどうする？

### 【結果の記録】

労働安全衛生法第 66 条の 3 に基づき、事業者は健診結果の記録を 5 年間保存する義務がある。（生活習慣病の早期発見等だけでなく、就業上の配慮を行うことが目的）

### 【記録の提供】

高齢者の医療の確保に関する法律第 27 条の 3 および 4 に基づき、保険者から提供依頼があった場合は、記録の写しを提供する義務がある。（例えば、国保加入者分は市町村、協会けんぽ加入者分は協会けんぽへ提供）

## 「事業者健診」の記録を保険者に提供する目的は？

保険者が、健診結果に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防のための健康づくりのサポート（特定保健指導等）を行う。

また、40 歳から 74 歳の記録提供は、特定健診受診率に計上できる。

特定健診受診率が向上すると、市町村の場合は財政安定、協会けんぽの場合は（健康）保険料の抑制につながる。

## 「事業者健診」の記録を保険者に提供するには本人同意が必要？

高齢者の医療の確保に関する法律に提供義務が定められているため、個人情報の保護に関する法律第 23 条に抵触せず、本人の同意は不要となる。